

第1号様式の2（第3条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付申請書
【個人用】

令和〇年〇月〇日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申請者

本人確認書類と一致させること。納税証明書等と住所が一致しない場合は、同一住所であることが分かる書類を添付すること。

住所（郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇）

大分県〇〇市〇〇町〇番〇〇

氏名 大分 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

令和6年度において、下記のとおり大分県高効率給湯器導入事業を実施したいので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

（記載例）

自宅のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯について、エネルギーを効率的に使用し、二酸化炭素排出量を削減するために、高効率給湯器を導入する。

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 150,000円

3 事業完了予定日 令和6年12月31日

事業完了日とは、実績報告に必要な書類が全て揃った日であるため、十分余裕の持った日とすること。

4 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式の2）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）

(5) 申請者の確認書類

（運転免許証の写し、住民票の写し等）

(6) 交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）

(7) 既存設備関係書類（新設を除く）

・既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）

・既存設備の写真（型番がわかるもの）

(8) 導入予定設備関係書類

・導入予定設備の仕様が分かる書類（カタログ等）

・機器配置図

(9) 位置図（設置場所への案内図）

(10) 二酸化炭素排出量削減効果計算書

(11) （代理人が申請する場合）委任状

(12) その他知事が必要と認める書類

補助対象経費（工事費込み、税抜き）× 1/2
（上限 150,000円）
※補助対象経費については手引きをよく確認して下さい。

事業計画書【個人用】

1 事業概要

(1)実施予定場所	大分県〇〇市〇〇町〇番〇〇		
(2)既存設備の概要			
<input type="checkbox"/> 電気温水器 <input checked="" type="checkbox"/> ガス給湯機 <input type="checkbox"/> 石油給湯器 <input type="checkbox"/> エコジョーズ <input type="checkbox"/> エコキュート <input type="checkbox"/> その他（ ）			
メーカー	〇〇〇〇社	型式	〇〇-〇〇〇〇
(3)導入予定設備の概要			
<input checked="" type="checkbox"/> エコキュート <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯機 <input type="checkbox"/> エネファーム			
メーカー	〇〇〇〇社	型式	〇〇-〇〇〇〇 △△-△△△△

2 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
高効率給湯器	工事費	200,000	200,000	設置工事	
	設備費※	400,000	400,000	エコキュート	

※ 「設備費」欄は、高効率給湯器の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

3 確認事項

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。
 （全てに✓を入れた場合のみ、補助の対象になります）

- 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。

システムではなく、貯湯ユニット、ヒートポンプユニットの型式をそれぞれ記入すること。

第3号様式（第3条関係）

収支予算書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金	150,000	
自己資金	450,000	
その他		
計	600,000	

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費	600,000	高効率給湯器
計	600,000	

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県知事が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県知事と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和6年〇月〇日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 大分県〇〇市〇〇町〇番〇〇

〔法人、団体にあつては名称代表者職氏名〕

(ふりがな) おおい た ろう

氏 名 大分 太郎

生年月日 (大正・昭和・平成) 60年 1月 1日 (男・女)

法人、団体の場合は代表者住所